

一般社団法人埼玉県作業療法士会  
会議研修手当に関する規程

2020年9月10日

2023年9月1日

2023年9月14日

2024年8月8日

(目的)

第1条 一般社団法人埼玉県作業療法士会の会議参加手当に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(会議研修手当の支給)

第2条 当法人は、当法人の役員、会員及び部署長の認める者に対して会議研修手当を支給することができる。

2 前項の会議研修手当とは、会議及び式典への参加や研修会その他の事業の運営等の職務の対価として支給する日当を言う。ただし、出席を伴うものに限る。

3 会場集合型開催の他、Web上の開催も対象とする。

(支給額の決定)

第3条 会議研修手当の額は、別表のとおりとする。

(支給時期)

第4条 会議研修手当は、会議についてはその開催日、研修会等については、その実施日に本人に支払う。ただし、3か月ごとにまとめて本人に支払うことができる。

(支給方法)

第5条 会議研修手当は現金で本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 附 則

この規程は、2020年9月10日から施行する。

この規程は、2023年9月1日から施行する。

この規程は、2023年9月14日から施行する。

この規程は、2024年8月8日から施行する。

### 別表

区分	支給金額
3時間まで	1,000円
3時間を超えた場合	2,000円

なお、1日に複数回の会議等への参加がある場合は、合計時間で算出する。